

「久慈川水系河川整備計画（変更）（案）」について
関係県知事からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

国関整河計第29号
令和2年7月9日

茨城県知事 様

国土交通省
関東地方整備局長

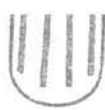
久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)について(照会)

標記について、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2に基づき、別添のとおり久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

なお、今般、当局においては、行政文書に関する取扱規則を改正し、公印を省略することとしました。

記

添付書類：久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(案)



河 第 2 9 3 号
令和2年7月30日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 大井川 和彦



久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）（案）について（回答）

令和2年7月9日付け国関整河計第29号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

久慈川水系河川整備計画（変更）（案）について、特に意見はありません。

